

改正

平成18年3月24日条例第15号

平成21年9月30日条例第25号

平成26年3月24日条例第8号

佐久市商工業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における商工業者の育成及び企業立地の促進を図るために、必要な措置を講じ、商工業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第7条第1項に規定する商工業者で、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 商工団体 商工会議所法に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び商工業者により組織された団体で市長が特に認めた団体をいう。ただし、団体を構成する商工業者の2分の1以上が市内に事業所を有しているものに限る。
- (3) 工場等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所その他市長が必要と認める事業の用に直接供する建物及び構築物をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、次に掲げる商工業振興事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- (1) 商工業活性化事業
 - (2) 小規模事業者経営指導事業
 - (3) 商店街活性化事業
 - (4) 工業環境整備事業
 - (5) 労働力確保事業
 - (6) 技能養成事業
 - (7) 職業訓練事業
 - (8) 観光振興事業
 - (9) 工場等用地取得事業
 - (10) 工場等設置事業
 - (11) 企業立地雇用支援事業
 - (12) 工場等活用事業
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業
- 2 前項第1号から第8号までに掲げる事業は、商工団体又は商工業者が共同で行うものに限るものとする。ただし、規則で定める事業については、この限りでない。
- 3 同一の事業について、前項に掲げる複数の事業に係る補助金を同時に受けることはできない。

(便宜供与)

第4条 市長は、商工業の振興のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項について便宜を供与することができる。

- (1) 公共的施設その他立地条件の改善に関する事項
- (2) 資金の融資あっせんに関する事項
- (3) 用地のあっせんに関する事項
- (4) 労働力の確保に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(助成の取消し等)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の対象となった事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金の交付の対象となった施設等の全部又は一部を目的外使用したとき。
- (4) 補助金の交付の対象となった施設等を譲渡し、若しくは廃棄し、又は他の市区町村の区域に移転したとき。
- (5) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(審議会)

第6条 市長の諮問に応じ、商工業の振興に関して必要な事項を調査審議するため、佐久市商工業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長及び副会長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

8 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

9 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

10 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事及び書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市商工業振興審議会条例（昭和51年佐久市条例第41号）、佐久市商工業振興事業補助金交付規程（昭和43年佐久市告示第44号）、佐久市商店街駐車場設置事業補助金交付要綱（昭和46年佐久市告示第42号）、佐久市工業環境整備事業補助金交付要綱（昭和47年佐久市告示第65号）臼田町商工業振興条例（昭和49年臼田町条例第2号）、浅科村商工業振興条例（平成12年浅科村条例第48号）又は望月町商工業振興条例（昭和58年望月町条例第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月24日条例第15号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第8号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。